

令和元年度・第2回 富士見市国民健康保険運営協議会会議録

| | | | | |
|---------|---------------------------|--------------------|----------|--------|
| 開催日時 | 令和元年8月8日(木曜日) 午前・午後 1時30分 | | | |
| 開催場所 | 富士見市役所 第2委員会室 | | | |
| 会議時間 | 開会 | 午前・午後 1時30分 | 議長 | 吉野 欽三 |
| | 閉会 | 午前・午後 2時50分 | | |
| 出席者数 | 委員 14名 事務局員 10名 | | | |
| 出席委員 | 会長 | 吉野 欽三 | 委員 | 富士原 雅博 |
| | 会長代理 | 池内 八十四郎 | 委員 | 渋谷 善行 |
| | 委員 | 黒田 隆夫 | 委員 | 斉田 征弘 |
| | 委員 | 梶 美智子 | 委員 | 高橋 博 |
| | 委員 | 東海林 恵子 | 委員 | 塩野 浩 |
| | 委員 | 茶木 俊明 | 委員 | 伊藤 哲洋 |
| | | | 委員 | 厚澤 茂男 |
| | | | 委員 | 小石川 幸代 |
| 欠席委員 | 委員 | 南 絢子 | 委員 | 濱田 英治 |
| | 委員 | 北村 善男 | | |
| | | | | |
| 参 与 | | | | |
| 事務局 | 市長 | 星野 光弘 | 保険年金課副課長 | 長根 博明 |
| | 市民生活部長 | 清水 昌人 | 保険年金課主任 | 三村 崇 |
| | 収税課長 | 塩野 英樹 | 保険年金課主任 | 猪又 史子 |
| | 健康増進センター副所長 | 斎藤 真吏子 | 収税課副課長 | 吉田 兼治 |
| | 保険年金課長 | 久保田 智子 | 収税課主査 | 味戸 良輔 |
| 会議録署名委員 | | 東海林 恵子 委員 茶木 俊明 委員 | | |

◎市長より諮問

◎開会及び開議の宣告

○保険年金課副課長　それでは、本日の会議の前に資料の確認と報告がございます。まず、資料の確認でございますが、先日送付させていただきました資料はお持ちいただいておりますでしょうか。

また、1号委員の南委員、2号委員の北村委員、そして濱田委員から欠席のご連絡をいただいておりますのでご報告いたします。

それでは、ただいまより令和元年度第2回富士見市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

(午後 1時30分)

◎会長挨拶

○保険年金課副課長　お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

初めに、本運営協議会の会長であります吉野様よりご挨拶をお願いいたします。

○会長　皆さん、こんにちは。今日は暦の上では立秋、秋ということですが、連日酷暑が続いております。ニュースでも、関東地方でも39度になる地点もあるのではないかといいことも言っておりました。そういった中で運営協議会に出席をしていただきまして、まことにありがとうございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

前回4月に行いました第1回の協議会では、初めての顔合わせということで自己紹介、職員の紹介、そして会長、会長代理の選出という形で終了させていただきました。会長として、改めてどうぞ皆様よろしくお願いを申し上げます。

ただいま市長から2点の諮問をいただきました。皆さんから、さまざまな角度からいろんなご指摘、ご意見をいただき、この協議会の活性化につなげていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

また、報告ですが、7月16日に埼玉県国保運営協議会の総会が国保会館でございました。そのときにも事業報告、そして歳入歳出決算認定につきまして、慎重審議の中におきましてもスムーズのうちに終了いたしましたことをご報告させていただきます。

○保険年金課副課長　ありがとうございました。

◎市長挨拶

◎会議録署名委員の選出

○会長　それでは、ここで本日の会議録の署名委員を指名いたします。

会議録署名委員に東海林委員さん、茶木委員さん、どうぞよろしくをお願いいたします。

◎諮問事項

○会長　それでは、早速議案に入らせていただきます。

諮問事項、諮問第1号　平成30年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○保険年金課副課長　皆さん、こんにちは。保険年金課副課長の長根と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、早速説明を始めさせていただきますが、着座にて失礼いたします。

では、事前にお配りさせていただいております資料1、諮問第1号　平成30年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算についてをご覧ください。1枚目につきましては概要です。左側、最初の項目は、30年度の国保の加入状況です。上から4段目、市の総人口、前年と比較しまして増加傾向ですが、その下の国保被保険者数、被保険者加入率につきましては減少傾向です。この減少の要因といたしましては、短時間労働者等を含む被用者保険への加入、それと年齢到達による後期高齢者医療制度への移行、これが大きいのではないかと捉えております。

次に経理状況です。歳入総額は101億5,097万8,000円、歳出総額は100億8,367万5,000円となり、実質収支は6,730万3,000円でした。しかし、その下の単年度収支をご覧くださいと約5億5,000万円の赤字であり、この赤字を一般会計からの法定外繰入として補填をしていただくことで、国保は成り立っております。

一般会計からの法定外繰入金額の5億5,000万円は、前年度比1億7,000万円の増となっております。ただし、この要因としましては29年度に国から交付された療養給付費等負担金が実績と比べて過大に交付されていたために、30年度に1億7,000万円返還しております。こちらの関係で増額となっているものです。

次に国保税の状況です。決算額等の欄の計をご覧ください。調定額は21億4,772万6,000円と前年度比1.92%の減となっております。逆に1人当たりの額は2,771円の増となっておりますが、その要因は税率改定をさせていただいた影響によるものと考えております。収納額は0.16%の減ですが、収納率につきましては93.37%と増加しております。こちらにつきましては、収税課の努力によるものと考えております。

その下、軽減と減免状況です。一番下の減免が前年度比でプラス116世帯と大きく増となっておりますが、これは税率改定を行った際に新たに導入された多子減免が要因となっております。

続いて右側のページ、右側に移ります。給付の状況ですが、療養給付費等費用額としましては78億6,282万6,000円で、前年度比6億4,134万円減となっております。これまでも被保険者数の減少に合わせて療養給付費も減少しておりましたが、今回初めて1人当たりの療養給付費額も減少しております。1人当たりの療養給付費の減少の要因として考えられるものに、受診率の低下があります。こちらも今回初めて減少となりました。この理由につきましては、確認はとれておりませんが病院にかかる被保険者の割合が下がりました。健康な方が多くなったのか、かからなくなったのかまでは解からないのですが、そういう状況が見えております。

その下の高額療養費、出産一時金、葬祭費、こちらも同様に減少傾向が続いておりますが、こちらは主に被保険者数の減によるものと考えております。

次は、都道府県化に伴い廃止された項目です。その下に、新たに追加された項目があります。

最後に保健事業です。特定健康診査ですが、令和元年7月末時点の受診率は43.8%、前年度は43.9%でしたので、微減となっております。

また、受診件数は減少傾向にあります。その下の人間ドック、こちらの受診件数が増えており、特定健診よりもドックを受ける傾向が高くなっているものと考えております。概要につきましては以上です。

次のページに移っていただきまして、決算です。こちらの表につきましては30年度と29年度の各項目を比較した表となっております。先程の概要でもありましたが、都道府県化によって廃止されたもの、それから新規に追加された項目、それぞれがあります。こちらで一番ポイントとなるところですが、歳入歳出それぞれの合計額をご覧くださいますと、30年度と29年度と比較した際、どちらも21億円ほど決算額が少なくなっています。都道府県化によりまして、市に入ってくる補助金等が県に交付されるようになりまして、市の決算の総額というものが少なくなっている状況です。

また、都道府県化により富士見市として何が変わったかというところですが、そもそも都道府県化は国保の制度を維持することを大きな目的としておりますので、市として何か変わるというものではありません。敢えて言うのであれば、先程の市に入ってくる補助金が県に移行したというところで、市の事務が少し減ったかなというところではあります。

もうひとつ、赤字というものがよく話題となってくるところですが、30年度決算におきましては税率改定の途中ということもありますので、医療費適正化の取り組みと併せて、今後も経過を注視していく必要があると考えております。こちらは以上です。

次のページに移っていただきまして、より細かい歳入と歳出の表です。こちらにつきましては、額が大きく変わった部分ですとか新規の事業を中心に説明をさせていただきます。

まずは歳入です。1 国民健康保険税、1 国民健康保険税、2 退職被保険者等国民健康保険税、こちらは29年度と比較しますと、どの項目も大きく額が減っています。退職被保険者は65歳になりますと一般被保険者に切りかわるため、だんだん人数が減ってきているという状況ですが、この制度は平成26年に廃止されているもので、現在残っている方は経過措置の方です。この退職被保険者につきましては、令和元年度が最終年度となっているため、かなり人数が減ってきているという状況です。

次のページに移っていただきまして、4 繰入金、1 他会計繰入金、1 一般会計繰入金です。一般会計の繰入金には保険者の事情によって法律で定められている法定内繰り入れ、それと法定外と呼ばれる2種類の繰入金があります。こちらの中で言いますと、2番の一般会計繰入金、こちらが法定外という形になりますが、この2番の一般会計繰入金、決算額として5億5,000万円ですが、先程の概要でも説明をさせていただいたように返還金がありましたので、額が増えている状況です。

次のページに移っていただきまして、6 諸収入、2 雑入ですが、こちらの2雑入のうちの2番の返納金、こちらにつきましては、国保の資格を無くされた方、社保に加入され移行した方ですとか、転出して富士見市の国保でなくなった方、こういった方たちが誤って富士見市の国保を使ってしまった場合に、国保が支払った医療費を返還していただくものが返納金に該当します。それと、その下の第三者納付金、こちらは交通事故などの際に国保で医療を受けた方は、本来適用になりませんので、加害者の方から医療費分を返していただくものを指します。この2つにつきましては、予算額と決算額に大きな乖離がありますが、そういった内容のため予測することが難しいため、このような結

果となっております。歳入につきましては、以上です。

続きまして歳出です。ここでは、予算額と決算額の差額のことを不用額という言葉で説明させていただきます。それと、こちらの歳出の表を読むときの注意点なのですが、右側の説明及び算出基礎という欄がありますが、この中には時々（国保）とか（収税）とか（増七）と書いてある部分があります。こちらはそれぞれ担当している部署を示しております。

それでは、最初にまず1 総務費、1 総務管理費、こちらですが、まず役務費と委託料の不用額が大きくなっておりませんが、これは被保険者数の減少により、実際に郵送代ですとか封筒の数、それから医療関係でいうとレセプトの点検数、これらが少なくなったことが要因と考えられます。

では、次のページに移っていただきまして、2 保険給付費です。全体としては1億6,000万円の不用額が出ておりますが、先程も説明をさせていただいたとおり、被保険者数の減少と1人当たりの医療費の減によるものです。

次に2ページ進んでいただきまして、5 保健事業費です。こちらも全体では1,700万円ほど不用額を出しておりますが、この中で特に大きなものとして、1番目の特定健康診査等事業費の委託料。予算編成時にはどうしても高目の受診率で予算を確保するような形でしているのですが、受診件数が少なくなってきたことによって、不用額が大きく出てしまったという形になっております。

その下の保健衛生普及費の19 負担金ですが、こちらの金額が少し大きくなっているのは、人間ドックの補助金の部分が大きくなっているところです。

次のページに移っていただきまして、7 諸支出金です。1 償還金及び還付加算金、1 償還金、こちらの右側の説明の欄をご覧くださいますと、国庫支出金等償還金というところで3種類の返還金がありましたので説明させていただきます。

29 年度療養給付費等負担金返還金、こちらは29年度の医療に係る部分で、概算払いという形で先に国からもらっていたお金を実績に基づいて精算するもので、過大に貰い過ぎていたため返還したものです。その下の臨時特例の特例補助金ですが、こちらは東日本大震災にかかわる補助金で、やはり少し多く貰い過ぎていた分を返還したものです。その下の療養給付費交付金返還金、こちら医療費に係る部分の返還金です。

以上、平成30年度決算の説明を終わりとさせていただきます。

○会長　それでは、ただいま少し大まかに説明がされたのですけれども、ちょっとわかりづらい部分もあると思うのですが、何かこれから質疑を受けさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。どなたか、何でも結構です。

○委員　歳出の健康診査ですか、やはり健康への認識を高めるということは一番大事なことだと思うので、健康診査のことでちょっとお伺いしたいのですが、2点です。

まず、説明にもありました診査の委託料です。かなりの乖離があります。当初予算とそれから決算額ですが880万ということ。高目の受診率計上とご説明ありましたが、確かにそれはよくわかりますけれども、高目に計上したということは通常の年度よりも何か策があつてと。どんなものか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

それから2点目なのですが、今後どのように受診勧奨をされていくのか。毎年同じような通知をいただいているわけですが、やはりまずは受診することがスタートであつて、そしてその受診率を上げていく。国の目標は60%と聞いていますけれども、少しずつ上がってはいますけれども被保険者数が減少している中で、多少下がって

いくのはやむを得ないと思いますが、健診をまず受けるための解決策というのでしょうか、対策というのでしょうか、今までどおりで何かをしていくというよりは、何かプラスされていく、その辺のお考えを伺いたしたいと思います。以上です。

○会長 事務局。大丈夫ですか。では、保険年金課長。

○保険年金課長 保険年金課長の久保田と申します。よろしく願いいたします。

それでは今のご質問に関しまして、私のほうからお答えさせていただきます。まず、ご指摘がありました委託料の不用額が800万以上出ているという件についてですが、今委員さんがおっしゃったとおり、国は特定健診受診率60%を目標に掲げております。私どもは29年度44.2%、なかなか届かないところではあるのですが、やはり予算をつくる上では受診率を上げていこうとしてつくっておりますので、47から48%ぐらい、ここまでは目指していきたいということで、予算をつくらせていただきました。また、被保険者の減のほうで、予算をつくったときに比べて多く減少したこともありまして、これら2つのことが合わさりまして、800万以上の不用額を出してしまいました。ただ、不用額を出しましたというのも予算をつくる上ではいいことではありませんので、難しいところはあるのですけれども、どこまでぎりぎりの線を捉えていけるかということで、我々も今後検討させていただきたいと思っております。

もう一点、今後の受診勧奨についてですが、30年度におきましては、過去3年間に一度も受診したことがない方、あと過去3年間で1回でも受診したことがある方に向けて、業者に作成を委託した通知を送付しました。中身に少々工夫を凝らしまして、性別や年齢別ごとに、かかりやすい病気は何ですよ、今のあなたの状態はこういう状態ですよと少しでも健康に興味を持っていただけるような内容にしているかなというところはございます。

また、郵便物だけではなかなか市民の声が聞けませんので、電話勧奨ということもやらせていただきまして、30年度につきましては190名の方、特に受診率が低い40歳代の方を中心としまして、受診率の低い地域を中心に行わせていただきました。電話勧奨のほうも、市が電話番号を把握している方に限られてしまいますので、なかなか難しいところはあるのですが、こういった努力、一つ一つ積み重ねていきたいと考えております。

あともう一点、今年度、特定健診の担当から意見がありまして、特定健診につながるように、39歳の方を対象に「スマホドック」というものを行います。言葉をお聞きになった委員さんもしらっしゃるかと思うのですが、自宅で血をとって業者に送っていただくと自分の検査数値がわかるというもので、手軽に受けていただけます。39歳を対象にしたのは40歳からの特定健診に少しでもつながればという思いで、こういった新しい試みも1つずつですがやらせていただいております。今後もしっかりと特定健診の受診率を上げていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○会長 よろしいですか。

○委員 ありがとうございます。

○会長 それでは、そのほか。委員。

○委員 1ページ目の国保の概要の部分で確認なのですが、国保税の状況ということで現年課税分、この3年間で収納率が89.98、91.71、93.37と、年々収納率が向上していると。非常に収納努力に敬意を表したいと思います。それに対して、短期被保険者証の交付状況についてなのですが、前は1,000件以上あったと思うのですが、最近3年前

で432、599、476と、ちょっとでこぼこがあるのですが、収納率との関係からすると、通常収納努力によって短期被保険者証の交付状況というのは若干減ってくると思われるのですが、別の理由があるのかどうか。ちょっと432から599に100件以上増えて、また100件以上減っているということですが、これは何か理由があればお聞きしたい。

○会長 収税課長。

○収税課長 では、短期証の発行枚数の関係でご質問をいただきましたので、収税課のほうからお答えさせていただきます。

この短期保険証の発行につきましては、条件によって短期証を発行させていただいております。発行枚数に差が出てくるのは、9月に更新されたあと、収納努力の結果で正規保険証へ移ったと人数の差が出ているところでございます。以上でございます。

○会長 よろしいですか。

○委員 はい。

○会長 そのほかにありませんか。

○委員 今年の3月に国のほうで、これ新聞の報道を見ているのですけれども、予防医療の推進の支援を強化するということが発表されたようなのです。その中で、具体的には予防事業ですか、それに取り組んで、特に取り組みがいい市町村というのですか、県に対して、具体的にはがんの検診だとか、そういうものを向上させたところに特別な何か補助金みたいのが出るような仕組みにするというのが報道されたのですけれども、それは富士見市の場合はどうなのでしょう。該当するのがあるのですか。

○会長 事務局。

○保険年金課長 1点ちょっとご確認させていただきたいのですが、今お手元にある新聞の資料というのは介護予防との一体化とか、そういった内容のものでしょうか。

○委員 うん、それもあつね。ただ、これでやると、予防事業に取り組みが非常にいいところには特別に補助金を出すというふうな、そういうふうな報道があつたのです。

○会長 では、暫時休憩いたします。

○会長 それでは、再開いたします。

○会長 事務局。

○保険年金課副課長 こちらの記事についてですが、保険者努力支援という市町村がどれだけ何をやったかというものに対して補助金がもらえるというものがありまして、これの来年度、令和2年度の内容についての情報が出ていまして、確かがん検診を5種類同時にやれば補助金の率が上がるとか、そういった形が出ていたと思います。なので、この記事につきましては、令和2年度の予算に反映されるものになってきます。

○会長 大丈夫でしょうか。

○委員 心配になるのが、保健事業でも一般健診、特定健診が減っているという、件数が、それが心配なのです。そうすると、もう少し努力したほうがいいのかなどという感じを受けるのですけれども、具体的にどうしたらいいかというのを、市のほうで目的があれば、こういうふうにやりたいというのがあればお聞かせ願えれば。

○会長 課長。

○保険年金課長 先程の30年度43.8%というのが速報値になります。29年度の確定値44.2%、それから見ますと43.8%ということで若干下がっているかのように思えるのですが、まだ速報値ですので、これが確定値では44.2%、44%は行くであろうとそういうふうにお思っております。

先程もお答えはしたのですが、特定健診は委員がおっしゃったように、健診に興味を持って受けていただくということはとても大事なことだということは十分承知しておりますので、今、県のワーキンググループ、特定健診その他のいろいろな保健事業を話し合うグループに、富士見市から職員が1人行っておりますので、他市町村の状況等々いろいろなところから情報を入れながら、受診率向上に向けて何か1つでもできればと考えております。

先程出ましたがん検診についてですが、本市の場合、がん検診は健康増進センターにお願いしているところもあるのですが、保険者努力支援という形の補助金は市にとっても大事な財源だと考えておりますので、増進センターとも協議を進めてまいります。人間ドックもそうですけれども、市民の受診率が上がることが市にとってもいいことだと、それが国保とかそういったことがなく、受診率全体が上がるのが大事なのかなと思っておりますので、増進センターのがん検診にも情報を共有しながら、しっかりと進めていきたいと考えております。

○委員 わかりました。

○会長 それでは、そのほかに質疑のある方。よろしいですか。

「なし」の声

○会長 それでは、質疑はないようですので、ここで討論を行いたいと思います。討論のある方、挙手をお願いいたします。

「なし」の声

○会長 討論もないようですので、ここで採決をさせていただきたいと思います。諮問第1号に賛成の皆様方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○会長 挙手全員です。よって諮問第1号は承認されました。ありがとうございました。

続きまして、諮問第2号 令和元年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算についてを議題といたします。事務局よりご説明を願います。

○保険年金課副課長 それでは、お配りした資料2、こちらをご覧ください。

先程説明をさせていただきました30年度の決算、こちらの中で繰越金が確定いたしました。この繰越金が今年度予算の繰越金の部分に反映されますので、当初組んでいた予算額との差額、こちらのほうを増額補正という形にするものです。あわせて、予算総額そのものにつきましては変わりませんので、繰越金で増えた分を一般会計からの繰入金と同額減額いたしまして調整をとると、そういった内容の更正でございます。

以上、補正予算の説明を終わりとさせていただきます。

○会長 それでは、質疑を受けます。よろしいですか。

「なし」の声

○会長 それでは、質疑はないようですので討論を行いたいと思いますが。討論のある方、挙手をお願いいたします。

「なし」の声

○会長 討論がなければ、採決に移らせていただきます。諮問第2号に賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○会長 挙手全員です。よって、諮問第2号は承認されました。

◎報告事項

○会長 続きまして、報告事項に移らせていただきたいと思います。

令和元年国民健康保険税の本算定について、事務局より説明をお願いします。

○保険年金課主任 保険年金課国保税係、三村と申します。それでは、報告事項といたしまして、令和元年度国民健康保険税の本算定について説明致します。

国民健康保険に加入している方の前年中の所得金額や本年度の固定資産税額を基に、令和元年度国民健康保険税の減税額の確定、それを本算定と呼んでおりますが、そちらを行いました。その内容について、主に前年度との比較により説明します。

お配りしている資料3をご覧ください。資料3の中の令和元年度国民健康保険税本算定賦課報告の1番、課税内容（7月1日現在）をご覧ください。こちらにあります表の一番左下、令和元年度の課税総額の総合計の金額は、今年度21億2,933万900円でございます。前年度と比較いたしますと744万4,200円の減少となっております。減少の要因といたしましては、納税義務者数、被保険者数の減少であります。ご覧いただいている表の右側にもありますとおり、納税義務者数は医療分の小計で463世帯、被保険者数は同じく1,225人減少となっております。一方、令和元年度につきましては、1世帯当たり平均で約4.8%の増額となる国民健康保険税の税率改定を実施しております。しかし、税率改定による増額の分よりも、被保険者数の減少による減少分が上回っておりますため、全体として約700万円の減少となっております。

続いて、下の2番の納付方法別内訳について説明します。こちら①から③の全ての納付方法につきまして、被保険者数の減少の影響を受けまして、前年度と比較して減少しております。なお、①一般（自主納付）とありますのは、具体的には納付書による納付、③特別徴収とは、年金からの天引きのことを表しております。

続いて、右のページ、3番、国民健康保険税（当初）課税状況比較について説明します。こちらの表は、所得割、資産割、均等割、平等割の4つの方式それぞれの課税状況について、前年度との比較をしている表でございます。まず、一般被保険者分の課税状況については、税率改定により増額をした項目について、前年度と比べて増加をしております。具体的には、所得割の医療分、介護分、均等割の医療分、支援分、介護分で増加が見られます。一方で税率を今年度据え置いたか、あるいは減額をした項目につきましては、前年度と比べて金額が減少しております。具体的には、所得割の支援分、資産割の医療分、平等割の医療分につきまして、前年度との減少が見られます。

次に、退職被保険者等分の課税状況です。退職者医療制度につきましては、平成27年3月末で廃止とされましたが、退職被保険者の数はそれ以降、数の増加はなく、逆に後期高齢者制度への移行などによる資格喪失により、退職被保険者の数は大幅に減少しております。その影響によりまして、退職分は全ての項目につきまして、前年度と比べて大幅な減少となっております。

続いて、このページの下にあります応能・応益割合に関する表について説明します。応能割合、つまりは所得割と資産割による課税分でございますが、こちらは医療分、支援分、介護分でそれぞれ69%、68%、57%となり、前年度と比べてそれぞれ2ポイント減少、3ポイント減少、1ポイント増加となっております。

続いて、応益割合、つまりは均等割と平等割による課税分でございますが、こちらは医療分、支援分、介護分でそれぞれ31%、32%、43%となっております。前年度と比較いたしますと、それぞれ2ポイントの増加、3ポイント増加、1ポイントの減少となっ

ております。この要因といたしましては、税率改定と被保険者の減少によるものとなっております。

続いて、次のページの4番、国民健康保険税減額状況について説明します。国民健康保険税は、世帯主と国保加入者の前年所得の合計が基準以下である場合、均等割と平等割を最大で7割軽減する制度がございます。こちらの表は、その軽減制度の対象者数と軽減額について、前年度との比較により説明をしたものです。

まず、一般被保険者分の均等割の人数は、被保険者数の減少の影響により、大部分の項目について減少しております。一方で、軽減された額は税率改定により均等割額が増額されましたので、全ての項目について増加しております。一般被保険者分の平等割の世帯数も、納税義務者数等の減少の影響により大部分の項目について減少しております。軽減額は、税率改定による平等割の減少の影響によりまして、全ての項目について減少しております。

次に、退職被保険者等分につきましてですが、退職被保険者等数の人数の大幅な減少の影響によりまして、全ての項目について減少となっております。

続いて、次のページの5番、総所得金額等の段階別国民健康保険税に関する調（令和元年7月1日現在）について説明をします。こちらは所得段階別の世帯数、被保険者数と全体の構成割合について表している表でございます。世帯数、被保険者数につきましては、前年度と比べて減少しておりますが、所得段階に応じた構成割合は前年度と大幅な変更はないものとなっております。

最後に、右側のページにあります課税限度額超過世帯数の割合について説明します。こちらは、各年度の課税限度額を超過した世帯数と、全体の中の割合をあらわした表となっております。まず、医療分の一般被保険者分は、令和元年度の課税限度額をこれまでの54万円から58万円に改正したことによりまして、世帯数及び全体の割合が減少しております。医療分の退職被保険者等分は、退職被保険者数の大幅な減少により、全ての項目について該当数ゼロ件となっております。一般被保険者分の支援分及び介護分につきましては、課税限度額の改正を行っていないことによりまして、世帯数及び全体の割合についてはわずかな増加がある程度となっております。

説明につきましては、以上でございます。ありがとうございました

○会長　ただいま事務局より説明をいたしました。このことにつきまして、何かご意見、ご質問ある方はお願いをいたします。よろしいですか。

「なし」の声

◎その他

○会長　それでは、ないようですので、その他、次に委員さんの方々から何かございましたらお受けをいたしますが、何かありますか。

「なし」の声

◎会議録の確認

◎閉会の宣告

○会長 以上をもちまして、本日の会議は終了いたしましたので、閉会の言葉を会長代理にお願いいたします。

○会長代理 皆様、大変ご苦勞さまでございます。先ほどからお話ありましたが、暑い日が続いております。どうかお体に十分注意していただき、元氣でお働きいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

また、かなり強い台風も近づいてきているということでございますので、皆さん十分に注意しながら気をつけていただきたいと思います。本日は、大変お忙しいところ、ありがとうございました。

○会長 ありがとうございます。

(午後 2時50分)

上記会議録の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年 月 日

会議録署名委員 会長

委員

上記会議録の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。